

風しん予防接種等の費用を助成します

今年是全国的に風しんが流行しています。免疫のない女性が妊娠中に感染すると※「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があります。感染予防を強化し、流行を予防するため町では抗体検査及び予防接種の費用を全額助成します。

(※) 妊娠初期の妊婦が風しんに感染すると、難聴や心疾患、白内障などをもつ赤ちゃんが生まれる可能性があります。

【対象】

満19歳（平成7年4月1日以前に生まれたかた）以上の町民で次に該当するかた。

- ①妊娠を予定、または希望している女性及びその夫
- ②妊娠している女性の夫及び同居している家族

【助成対象期間】

平成25年4月1日～平成26年3月31日

【助成内容及び回数】

風しん抗体検査及び風しんワクチン予防接種を一人につき1回。
ただし、風しんワクチン予防接種については抗体検査の結果、抗体価が不十分と判断された方のみを対象とします。



【助成額】

風しん抗体検査及び予防接種費用の全額（いずれも一人につき各1回）

※予防接種は麻しん風しん混合ワクチン、風しんワクチンのいずれかを助成対象とします。

※対象者のうちすでに風しんの予防接種を受けた方には、接種費用の全額を払い戻します（償還払い）。

【対象医療機関】

町立病院、野々瀬内科小児科クリニック

※ワクチン確保の関係で、接種が遅れる場合があります。



【申請方法】

下記のものを持参のうえ保健福祉センター窓口で申請してください。

- ①健康保険証や運転免許証など本人確認のできるもの
- ②印鑑
- ③妊婦の夫の場合は、さらに母子手帳の保護者欄のコピー
- ④償還払いの場合は、医療機関の領収書など
（予防接種名、接種日、接種費用等がわかる書類）

■お問い合わせ先 保健福祉課保健係（TEL 32-2000）まで

夏の行楽期交通安全

8月9日（金）～8月18日（日）は
夏の行楽期交通安全期間です。



交通事故に遭わない、起こさないよう交通ルールを守りましょう！